突風被害への早期対応に関する緊急要望

令和８年５月１１日

栃木県知事　福田　富一　様

自由民主党栃木県支部連合会
会　長　　茂木　敏充

とちぎ自民党議員会
会　長　　螺良　昭人

令和８年５月１日夜から５月２日にかけて、県内では大気が不安定な状態となり、突風による農業被害や住宅の破損、倒木などの被害が発生した。

特に、農業関係では、那須塩原市をはじめとする５市１町において、農業用ハウスの損壊や農作物の損失など本県農業に大きな被害が生じ、その額は１億２千万円を超える見込みである。

ついては、被害を受けた農業者の経営の安定に万全を期すため、下記について緊急に要望する。

記

１　市町の要望に応じて速やかに栃木県農漁業災害対策特別措置条例を適用し、補助や融資など被害を受けた農業者の経営安定に向けた支援措置を講ずること。

２　共済加入者への早期の共済金支払いについて関係機関に要請すること。また、国に対し、生産施設の再建や被害を受けた作物の改植に係る助成について要望すること。

３　農業者への技術指導を徹底し、今後の被害を未然に防止するなど適切な対応を図ること。併せて、地球温暖化の影響により、今後増加が見込まれる局地的な災害に備え、万全の対策を講じること。